令和6年4月版

　令和6年度

国立市住宅省エネルギー化補助制度の手引き

地球温暖化対策の一環として、市内の住宅に窓の断熱改修もしくは屋根の高反射率塗料（遮熱塗料）の塗装を行う市民の方および市内住宅の所有者の方、市内の分譲マンション共用部分のLED照明への改修工事を行う管理組合に対して、これらの工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、販売、賃貸を目的とした住宅は補助対象外となります。

**※令和６年度の変更点　 完了後申請 になりました**

**（要件等必ず確認してください。事前相談受け付けます）**

**１．補助対象工事について**

**（１）窓の断熱改修**

＜補助金額＞　**施工費用の２０％　上限　８０，０００円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

※施工費用とは対象設備（断熱窓）や施工に直接関係する費用の合計です。

＜要件＞

・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする改修であること

・扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること

・断熱改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率２．３３Ｗ／㎡・Ｋ以下であること

　**（２）屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装**

＜補助金額＞　**施工費用の２０％　上限　４０，０００円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

※施工費用とは仕上げとして施工する高日射反射率塗料等とその下地となる塗料（プライマー等）の材料費を指し、ウレタン等の防水材・洗浄代は含まれません。

＜要件＞

・屋上や屋根の全面を塗装すること

・国内の第三者機関（一般社団法人日本塗料検査協会、環境省ＥＴＶ）における日射反射

率（近赤外線日射反射率）の測定値が５０％以上であること

**（３）集合住宅共用部の照明のLED化改修工事**

＜補助金額＞　**施工費用の２０％　上限　２００，０００円**

（1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く）

　　　＜要件＞

・分譲マンション共用部分照明をLED照明以外からLED照明へ改修する工事であること

・管理組合の総会等で決定していること

◆国や東京都等の同種の補助金の交付を受けている場合は、それらの合計と市の補助金額が工事費用を上回らない範囲で算定します。なお、市から国等に照会することがあります。

**２．申請条件・対象者**

◆申請する方は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 内容 |
| 1 | ＜（1）窓の断熱改修、（2）屋根・屋上の塗装工事の場合＞・次のいずれかに該当する者であることア　国立市内に住所を有する者であって、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅に対象工事を行ったものイ　市内に住宅（販売を目的とするものを除く）を所有する者であって、当該住宅（賃貸の用に供する部分を除く）に工事を行ったもの |
| ＜（3）集合住宅共用部のLED照明工事の場合＞・市内の分譲マンション等の管理組合であって、マンションの共用部分の照明をLED照明以外からLED照明に変更する工事を行い完了したものであり、工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していること。 |
| 2 | ・納期の到来している市税を完納していること |
| 3 | ・工事において設置する窓・使用する塗料及びLED照明は、未使用のものであること |
| 4 | ・工事を行った住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する者がいる場合は、工事について当該所有権を有する者全員の同意を得ていること |
| 5 | ・市のアンケートに協力すること |

**３．申請の手続き・流れ**・・・申請者　　　　　・・・市役所

補助対象工事が完了している。

窓・塗装・LED化工事完了

申請書、必要書類を作成し、市の窓口に提出する。

申請書の提出　　　　令和6年4月1日～令和7年3月31日

※申請内容に不足不備があった場合、担当者より

連絡しますので、ご確認のうえ再度提出しなおしてください。書類が整った時点で再受付とし審査を開始します

窓口で書類確認後、提出順に受け付けます。必要に応じて現地確認を行います。

申請書の受付・審査

**1か月程度**

交付（不交付）決定

交付(不交付)決定通知書を郵送します。

補助金交付請求書【第４号様式】を提出する。申請書の提出時に仮提出することができます。

（補助金の請求と交付P5参照）

補助金請求

補助金交付

指定口座に補助金を振り込みます。

（請求書提出後1か月程度）

**４．補助金交付申請について**

◆申請受付期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までです。ただし、交付決定額の総額が予算額の上限に達した時点で申請の受け付けを終了します。

◆**申請は年度内それぞれ１回限りです**。

♦補助金の交付申請にあたっては、下記の書類を提出してください。なお、施工内容によっては、下記に記載のない書類を提出いただく場合があります。

♦各様式は市ホームページからダウンロードできます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 添付書類 | 備考 |
| □ | 国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書【第1号様式】 | ホームページからダウンロード可。記入例を参照してください。申請手続きを業者等が代行する場合は、手続代行の実務を担う担当者名を記述し、名刺等を提出してください。 |
| □ | 国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書【第4号様式】 | 交付決定された後に提出する補助金交付請求書ですが、申請時に仮提出することができます。その場合は、**日付を記入しないでください。****※押印が必要です**。 |
| □ | 地球温暖化対策に関するアンケート |  |
| 申請者に関する書類 |
| □ | 本人であることを確認できる書類の提示 | 申請の際、運転免許証、健康保険証等を提示。代行申請の場合は申請者の本人確認書類の写しを提出。 |
| 建物に関する書類 |
| □ | 住宅の周辺地図 | 住宅の場所が分かるものであれば、インターネット上の地図等でも構いません。 |
| □ | 建物の登記事項証明書 | 補助対象工事を施工する住宅のもので、発行後３か月以内の原本またはコピーを提出。東京法務局立川出張所（立川地方合同庁舎６階）にて取得できます。※登記情報提供サービスから印刷したものは不可 |
| □ | 施工同意確認書（別紙④） | 建物所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出建物の所有者、共有者が複数名いる場合は、全員分の同意確認書が必要となります。 |
| 工事完了を確認する書類 |
| □ | 領収書及び内訳書等の写し | 工事に係る費用を支払ったことが分かるものとその内訳が分かるもの（導入に係る費用の領収書、ローン契約書の写しなど）。※領収金額の一部に補助対象工事費用が含まれる場合は、ただし書きに**「○○工事代金として○○円を含む」**などと明記する。※申請者本人名義のものに限る |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 添付書類 | 備考 |
| 窓の断熱改修 |
| □ | 別紙①「窓の断熱改修」に関する帳票 | 別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。 |
| □ | 補助対象要件を満たすことが分かるもの | 製品仕様が記載されたパンフレット及びカタログ完了後の申請になりますので、事前相談もお受けしております。 |
| □ | 施工箇所や施工内容を示す書類 | 施工箇所や施工内容が分かるような**平面図等**を提出。※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。 |
| □ | 施工前・施工中・施工後の写真 | 施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください。※写真撮影日を記載してください※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。※この他、「６．窓写真撮影時の注意点」もご参照ください。 |
| 屋根・屋上の塗装工事 |
| □ | 別紙②「屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」に関する帳票 | 施工費用とは仕上げとして施工する高日射反射率塗料等とその下地となる塗料（プライマー等）の材料費を指し、ウレタン等の防水材・洗浄代は含まれません。 |
| □ | 補助対象要件を満たすことが分かるもの | 製品仕様が記載されたカタログ及び第三者機関の証明書完了後の申請になりますので、事前相談もお受けしております。 |
| □ | 施工箇所や施工内容を示す書類 | 塗装面積算出の**根拠資料**を提出。 |
| □ | 施工前・施工中・施工後の写真、塗料缶の写真 | ・施工前・施工中（下塗り、中塗り、上塗り）・施工後の施工箇所の写真、屋根・屋上の全体写真を提出してください（写真撮影日を記載してください）。・使用前及び使用後の塗料缶の写真を提出してください。（製品名や中身が空であることが確認できる写真） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック | 添付書類 | 備考 |
| 集合住宅共用部のLED改修工事 |
| □ | 別紙③「分譲マンション共用部分LED化改修工事」に関する帳票 | 別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。 |
| □ | 補助対象要件を満たすことが分かるもの | 製品仕様が記載されたパンフレット及びカタログ完了後の申請になりますので、事前相談もお受けしております。 |
| □ | 施工箇所や施工内容を示す書類 | 施工箇所や施工内容が分かるような**平面図等**を提出。※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。 |
| □ | 施工前・施工中・施工後の写真 | 施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください※写真撮影日を記載してください。※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。 |
| □ | 管理規約の写し |  |
| □ | 工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していることが分かる書類 | （例）総会資料・議事録など |
| □ | 管理組合の現在の理事者が選任されたことを証する書類の写し |

**５．補助金の請求と交付について**

（1）交付決定通知書を受け取った方は、国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。請求後、振込み手続きを開始し、請求日から１か月程度で指定口座に補助金を振り込みます。

（２）国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第４号様式）は、交付決定された後に提出する補助金の請求書ですが、補助金の申請時に仮提出することができます。この場合、交付決定と同時に振込み手続きを開始します。なお、不交付決定の場合は返却します。

**６．窓写真撮影時の注意点**

【撮影箇所等】



・施工前、施行中、施工後の各写真は、全て同アングルで

・施工する全ての窓を1箇所毎に

・窓枠を含めた窓全体（窓枠や窓の形状等が確認できること）

・室内側から

【ＮＧな写真】

×カーテン・ブラインド・障子・棚・机・観葉植物等で隠れている部分がある

×ピントが合っておらず不鮮明（ぼやけている）



×画素数が低く、画像が粗い

×モノクロ・セピアモード

×撮影距離が遠すぎる（または近すぎる）

×窓が開いている

×雨戸が閉まっている

×外の光で窓が見えにくい

×複数の窓を遠くからまとめて



【その他】

・申請時にご提出いただく「施工箇所や施工内容を示す書類」

（平面図等）と共通の番号を写真に振る等、対応する箇所が

分かるようにしてください。

・撮影日がわかるよう表示してプリントしてください。

♦写真の不備については、再撮影を依頼する場合がありますのでご注意ください。

**７．その他**

♦契約を急がせる業者にはご注意ください。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

　＜申請・問合せ先＞

〒186-8501　国立市富士見台2‐47‐1　国立市　環境政策課　環境政策係

電話　042-576-2111（内線135、136）　メール　sec\_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp



記 載 例

記 載 例



記 載 例



記 載 例



記 載 例

（別紙④　施工同意確認書）

共有者記入日を記入してください

令和〇〇年〇月〇日

国立市長　殿

（住宅所有者）

住　　所　　国立市富士見台2-47-1

建物の所有者、共有者が複数名いる場合は一人一枚確認書を作成してください。

氏　　名　　　国立　花子　　　　　　　㊞

電話番号　　042-576-2111

※署名の場合、押印は不要です

施工同意確認書

私の所有する住宅において、国立市住宅省エネルギー化補助金交付事業に係る補助金交付申請者の施工に同意したことを確認します。

第1号様式（交付申請書）と同一名義で記入してください。

記

・申請者氏名　　　　　　　国　立　太　郎

・施工場所　　　　国立市富士見台2-47-1

・工事の種類　　　　☑ 窓の断熱改修

該当するものにチェックしてください。

　　　　　　　　　　　**□** 屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装

　　　　　　　　　　　**□** 分譲マンションの共有部分の照明のＬＥＤ化改修工事

・申請者との関係　　　　☑親族**、　□** その他

　　　　　　　　　　　具体的な関係

（　申請者の妻　　　　　　）

日付は記入しないでください。

 記 載 例

第４号様式

　年　　月　　日

国立市長　殿

　　　（請　求　者）

**管理組合申請の場合**

〇〇〇管理組合

理事長　国立　太郎

と記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | 　 国立市富士見台2-47-1　　　　 |
| 氏　　　名管理組合の場合管理組合名・理事長名 | 国　立　　太　郎　　　　㊞ |

第1号様式（交付申請書）と同一名義で記入して下さい。**必ず印鑑を押印**してください

**必ず印鑑を押印**してください。

国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　　号により交付決定を受けた国立市住宅

省エネルギー化補助金について、国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱第9条に基づ

き、下記のとおり請求します。

ゆうちょ銀行の場合記入の際はお気をつけください。通帳の１ページ目下欄をご確認ください。支店名は数字になります。

口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」をとる。

記

以下の口座に振込みを依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補 助 金 額 | 　　　　　　　　　　　８０，０００　　　　　　　　　　　　円本　店支　店出張所 |
| 振込指定口座 | 0 0 8ゆうちょ銀　　行・信用組合信用金庫・農　　協 |
| 預金種別 | 普通 | 口座番号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フリガナ | クニタチ　ハナコ |
| 口座名義人 | 国 立　花 子 |

※原則、申請者本人の口座に限ります。

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

委　任　状

口座名義人が申請者と異なる場合に、申請者名を記載してください。同一の場合は記入不要です。

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。

（請　求　者）　　住　所　国立市富士見台2-47-1

　氏　名　　国 立　太 郎　　　　　　㊞

よくある質問Q＆A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 質問 | 回答 |
| 1 | 交付申請書はいつ提出すればよいですか？ | 工事完了後、書類を揃えて申請してください。（工事前・工事中・工事後の写真が必要ですので、忘れず撮影をされるようにご注意ください）要件を満たしていない場合は補助金が出ません。補助対象要件は事前にご確認ください。 |
| 2 | ひと部屋に複数窓があり、１つは既に断熱化していて、これから残りの窓を施工する場合、補助対象になりますか？ | これから施工する窓については補助対象になりますが、すでに施工した窓については補助対象外です。また、部屋のすべての窓を断熱化することが要件になるため、すでに施工済みの窓が熱貫流率２．３３Ｗ/㎡・Ｋ以下であることが確認できる資料、カタログが必要です。 |
| 3 | 2階に上がる階段の途中に窓がありますが、補助対象になりますか？ | 階段のある空間が壁等で仕切られていて一つの部屋とみなせる場合、ほかに外気に接する窓等がない（あっても断熱化されている）ときは補助対象になります。 |
| 4 | 自社でJIS規格を取得していますが、これを第三者機関が発行したものの代わりとすることができますか？ | できません。必ず第三者機関の認証書や証明書等を提出してください。（環境省ETV・日本塗料検査協会以外にも、日本塗料工業会で認証を受けることが可能です。） |
| 5 | 屋根の内訳面積の根拠となる資料は何ですか？ | 面積の計算式を示した求積図、平面図をご提出ください（計算式は手書き可）なお、屋根に窓等がある場合は、その面積を差引いたものを補助対象面積としてご申請ください。 |
| 6 | 塗装の施工費用にはどのようなものがありますか？ | 施工費用とは仕上げとして施工する高日射反射率塗料等とその下地となる塗料（プライマー等）の材料費を指し、ウレタン等の防水材・洗浄代は含まれません。 |

【参考】

≪省エネ改修をした住宅にかかる固定資産税の減額措置≫

　　平成26年4月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)について、現行の省エネ基準に適合するように次の条件を満たす省エネ改修工事を行い、工事完了の日から3か月以内に申請をした場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

**減額の適用を受けるための要件**

1. **平成26年4月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)であり、その家屋の居住部分の割合が2分の1以上であること。**
2. **令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に施された工事であること。**
3. **改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。**
4. **次の1．又は1を含む省エネ改修工事であること。**
1.窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等)
2.床の断熱改修工事
3.天井の断熱改修工事
4.壁の断熱改修工事
5. **省エネ改修工事に要した費用のうち、補助金などを除く自己負担分が1戸あたり60万円超(断熱改修に係る工事費が60万円超、または断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超)であること。**

**減額期間および減額措置の内容**

 対象となる住宅1戸あたり(マンション等の区分所有家屋については各専有部分1戸あたり)120平方メートルの床面積相当分までの固定資産税について、翌年度分の税額の3分の1相当額が減額されます。(当該工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅は、翌年度分の税額の3分の2相当額が減額されます)

減額を受けるためには、申告が必要です。固定資産税係へ申告してください。

その他、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

課税課固定資産税係　０４２－５７６－２１１１　内線１０１、１０２、１０３